

令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

郡山市財務部財政課

I 健全化判断比率の状況

令和2年度決算に基づいて、**健全化判断比率***を算定したところ、**実質赤字比率***及び**連結実質赤字比率***はともに実質収支が黒字で赤字額はなく、**実質公債費比率***及び**将来負担比率***はいずれも国の示した**早期健全化基準***を大きく下回っており、「健全」な状況となっています。

比率名	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	16.25%	30.00%
実質公債費比率	3.2%	4.3%	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	—	—	350.0 %	

※「—」の表示は、**実質赤字額***、**連結実質赤字額**、**将来負担比率**がないことを示します。

1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の**一般会計等***の赤字額を**標準財政規模***の額で除して赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額(実質収支額)}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

区分	実質収支額				
	令和2年度	令和元年度	増減	増減率	
一般会計	6,070,215	4,629,493	1,440,722	31.1%	
一般会計等 属する特別会計	公共用地先行取得事業	0	128	△128	皆減
	県中都市計画荒井北井土地区画整理事業	0	0	0	—
	県中都市計画中谷地土地区画整理事業	0	0	0	—
	県中都市計画富田第二土地区画整理事業	4,174	0	4,174	皆増
	県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業	0	0	0	—
	県中都市計画徳定土地区画整理事業	0	0	0	—
	県中都市計画大町土地区画整理事業	0	0	0	—
	郡山駅西口市街地再開発事業	0	0	0	—
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	36,257	37,019	△762	△2.1%
計	6,110,646	4,666,640	1,444,006	30.9%	
標準財政規模	70,309,603	68,572,944	1,736,659	2.5%	
実質赤字比率(%)	—	—	—	—	

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率は、令和2年度一般会計等の翌年度に繰り越すべき財源を差引いた**実質収支額***が 6,110,646 千円の黒字であり、実質赤字は生じず、比率の表示は「—」となります。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計の黒字や赤字を合算し、標準財政規模の額で除して地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(実質収支額又は資金不足額・剰余額)}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

区 分		実質収支額又は資金不足額・剰余額				
		令和2年度	令和元年度	増減	増減率	
一般会計等		6,110,646	4,666,640	1,444,006	30.9%	
一般会計等以外の会計	国民健康保険	811,227	416,332	394,895	94.9%	
	後期高齢者医療	14,680	27,744	△13,064	△47.1%	
	介護保険	626,273	519,553	106,720	20.5%	
	駐車場事業	0	0	0	—	
	法適用企業	水道事業	11,365,038	10,853,744	511,294	4.7%
		工業用水道事業	66,696	57,988	8,708	15.0%
		下水道事業	413,321	155,516	257,805	165.8%
		農業集落排水事業	△133,089	481	△133,570	△27,769.2%
	法非適用企業	総合地方卸売市場	0	0	0	—
		熱海温泉事業	562,242	542,078	20,164	3.7%
		湖南簡易水道事業	0	0	0	—
		熱海中山簡易水道事業	0	0	0	—
		中田簡易水道事業	0	0	0	—
	工業団地開発事業	0	0	0	—	
計		19,837,034	17,240,076	2,596,958	15.1%	
標準財政規模		70,309,603	68,572,944	1,736,659	2.5%	
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	

一般会計及び特別会計の全会計を対象とした実質収支額又は資金不足額・剰余額の標準財政規模に対する比率については、令和2年度全会計の実質収支額等が 19,837,034 千円の黒字であり、公営企業会計以外の会計の実質赤字はなく、また、公営企業会計のうち、農業集落排水事業において資金不足が 133,089 千円生じましたが、全体の収支額はプラスとなり、比率の表示は「—」となります。

3 実質公債費比率

実質公債費比率とは、借入金(地方債*)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金、準元利償還金) - (特定財源、特定の基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - 算入公債費等の額}}$$

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地方債の元利償還金、準元利償還金	14,148,778	14,155,506	13,153,187
特定財源、特定の基準財政需要額算入額	11,958,104	11,857,783	11,744,959
標準財政規模	68,306,533	68,572,944	70,309,603
算入公債費等の額	9,333,067	9,148,882	8,963,702
実質公債費比率(単年度)	3.7 %	3.9 %	2.3 %
実質公債費比率(3か年平均)			3.2 %

過去3か年の実質公債費比率は、平成30年度が3.7%、令和元年度が3.9%、令和2年度が2.3%で、3か年の平均は3.2%となり、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っており、良好な状況となっています。

4 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - 充当可能財源等}}{\text{標準財政規模 - 算入公債費等の額}}$$

(単位:千円)

項目	金額			
	令和2年度	令和元年度	増減	増減率
将来負担額 ①	147,500,650	131,473,335	16,027,315	12.2%
地方債の現在高	83,949,471	80,937,345	3,012,126	3.7%
債務負担行為に基づく支出予定額	351,107	411,342	△60,235	△14.6%
公営企業債等繰入見込額	47,626,068	34,630,631	12,995,437	37.5%
組合負担等見込額	437,315	543,153	△105,838	△19.5%
退職手当負担見込額	15,136,689	14,950,864	185,825	1.2%
損失補償を行った第三セクター等への負担見込額	0	0	0	—
連結実質赤字額	0	0	0	—
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
充当可能財源等 ②	152,539,560	147,018,518	5,521,042	3.8%
充当可能基金	25,953,372	25,247,287	706,085	2.8%
充当可能特定歳入	21,150,212	18,556,513	2,593,699	14.0%

うち都市計画税	18,380,301	15,603,819	2,776,482	17.8%
基準財政需要額算入見込額	105,435,976	103,214,718	2,221,258	2.2%
将来負担すべき実質的な負債額(①-②)	△5,038,910	△15,545,183	10,506,273	67.6%
標準財政規模③	70,309,603	68,572,944	1,736,659	2.5%
算入公債費等の額④	8,963,702	9,148,862	△185,160	△2.0%
将来負担比率(①-②)／(③-④)	—	—		

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率は、地方債の残高、債務負担行為*に基づく支出予定額、退職手当負担見込額及び損失補償を行った第三セクター*等への負担見込額に係る負担など 147,500,650 千円から充当可能財源等 152,539,560 千円を差し引いた令和2年度における将来負担すべき実質的な負債額は、△5,038,910 千円となっています。このため標準財政規模 70,309,603 千円から算入公債費等の額 8,963,702 千円を差し引いた額に対する比率はマイナスとなることから算出されず、前年度同様となりました。

Ⅱ 資金不足比率の状況

資金不足比率*(経営健全化基準)*とは、公営企業*の資金不足額又は剰余額を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額又は剰余額}}{\text{事業規模}}$$

(単位:千円)

区分	令和2年度			令和元年度			
	資金不足額 又は剰余額	事業規模	資金不足比率	資金不足額 又は剰余額	事業規模	資金不足比率	
公営企業会計 法適用企業	水道事業	11,365,038	7,246,725	—	10,853,744	7,229,169	—
	工業用水道事業	66,696	51,366	—	57,988	49,963	—
	下水道事業	413,321	5,221,660	—	155,516	5,067,360	—
	農業集落排水事業	△133,089	127,865	104.0	481	126,245	—
公営企業会計 法非適用企業	総合地方卸売市場	0	261,409	—	0	246,987	—
	熱海温泉事業	562,242	36,094	—	542,078	111,845	—
	湖南簡易水道事業	0	33,755	—	0	34,167	—
	中田簡易水道事業	0	2,110	—	0	2,131	—
	熱海中山簡易水道事業	0	1,277	—	0	1,296	—
	工業団地開発事業	0	1,731,995	—	0	3,460,191	—

令和2年度各公営企業会計(法適用及び法非適用)のうち、農業集落排水事業会計において令和元年東日本台風による処理施設の災害復旧事業に係る公益社団法人全国市有物件災害共済会からの災害共済金が令和2年度中に確定しなかったことに伴い、国庫補助金等も含め一時的に資金不足が生じました。なお、令和3年度中にこれらの財源が確定することから、資金不足は解消される見込みです。

その他の各公営企業会計においては、資金不足はなく、比率の表示は「—」となります。

Ⅲ 用語説明

【健全化判断比率】

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持っています。

【早期健全化基準】

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

【財政再生基準】

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

【実質赤字比率】

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

【一般会計等】

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。

【標準財政規模】

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。

【実質赤字(収支)額】

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

【連結実質赤字比率】

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

【公営企業(法適用企業・法非適用企業)】

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

【実質公債費比率】

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

【将来負担比率】

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

【資金不足額】

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

【資金不足比率】

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。

【経営健全化基準】

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

【公債費】

地方債の元金の返済、利子の支払いに要する経費のことです。

【地方債】

地方公共団体が道路整備や学校の建設など、ある年度にたくさんのお金が必要な場合に将来にわたり返済することを約束して借り入れる借金をいいます。

【債務負担行為】

予算は単一年度で完結するのが原則ですが、将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為といえます。

【第三セクター】

国や地方公共団体(第一セクター)と民間企業(第二セクター)の共同出資によって設立される事業体。地域開発など本来は国や地方公共団体が行うべき事業を、民間の資金・能力の導入によって官民共同で行うものです。